



学則

福祉用具専門相談員 運営規定

介護の教室 C - Life Lab



2019年2月1日

5月27日

10月10日

変更 2021年1月1日

学則

理念・目的

理念 私たち C-Life lab は

- ☆ 自己を明確に持ち、客観的な正しさを 考察できる人であること。
- ☆ 人を敬い 尊ぶ気持ちを持ち、全ての人から学びを深める姿勢で、感謝の気持ちを大切にできる人であること。
- ☆ 命の尊さを感じ、自身の存在を肯定し、周りの人々との繋がりを持つことの喜びを 忘れない人であること
- ☆ 何かのために努力し、自らもきらきら輝き続けられるスタイルを創造できる人であること。
- ☆ 個人の利益より、全体の幸せを考え、常に best 探求しアセスメントを行い、専門職として努力できる人であること。

全ては、これから先の よい社会の創作のために、自らの使命を明確にし 皆が幸せを感じる世界を残すことに貢献できることを理念の中心におき根拠をもち 臨機応変に 言動できる専門職を目指すこと を理念に置き

目的

- ・ 高齢者や障害のある方がノーマルな生活を送れるサポート体制を構築するための人材育成。
クオリティーの高いケアを提供でき、自らの専門生の高さで、後継者の育成を行なえる質の高い専門職の育成。

を目的とする。

① 研修事業の名称

研修の名称は、次のとおりとする。

「C-Life lab 福祉用具専門相談員講座」

②事業者の名称・所在地

本研修は、次の事業者（以下、当法人）が実施する。

株式会社オーボックス

東京都中野区本町3丁目31番地11号 DAIWA 中野坂上ビル6F

③講習を行う教室の所在地

東京都中野区本町3丁目31番地11号 DAIWA 中野坂上ビル6F

④開催期間

7日間

⑤講習過程

研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、「時間割」のとおりとする。

⑥担当講師

それぞれの研修を担当する講師は、別紙「福祉用具専門相談員指定講習講師一覧」のとおりとする。

⑦入所者選抜の概要

- ・介護の仕事に興味があり、資格取得により就職を希望する者。
- ・福祉用具専門相談員として社会福祉に貢献したい者。

⑧修了評価の実施方法

研修50時間の研修にすべて出席された後、修了認定試験(1時間・筆記試験)

※修了認定試験は全体の7割以上で合格とする。

⑨修了の認定

- ・研修50時間の研修にすべて出席され、修了認定試験(1時間)に合格したもの。
- ・修了を認定された者には、当法人において修了証明書を発行。

⑩研修欠席者の扱い

理由の如何にかかわらず、研修開始から15分以上遅刻した場合は欠席とし振り返るか、担当講師より指定された課題を別途提出。またやむを得ず欠席する場合には必ず「欠席届」を提出し、速やかに振替日を相談・決定する。

⑪補講の取扱い

研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講の上限は総時間数の2割までとする。また補講の実施は当法人において行うものとする。

- ・補講料金 1回分 5,000円～25,000円当日支払い
- ・学校の基準として、履修期間6か月間以内に補講も行うこととする。

⑫受講の取り消し・認定をしない場合

次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

1. 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
2. 研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者
3. 受講生自ら受講継続の意思の無いことを申し出た者
4. 履修期間1年以内(補講含め)修了できなかった者
5. 本人確認できない場合。
6. 修了認定試験をカンニングし受験した者、又不正行為があったと担当講師より根拠を示された場合。
7. 申し込みされた者でないものが受講し、修了認定試験を受験した者。

⑬年度事業計画

講習を開催する年間開催時期。

・8月 ・2月

各定員 30人

⑭募集手続

募集手続きは次のとおりとする。

1. 当法人指定の申込用紙に必要事項を記載の上、期日までに申し込む。(HPからの申請フォーム入力も含む)
2. 当法人は、書類審査、面接の上、受講者の決定を行い受講決定通知書を受講者あてに通知する。
3. 受講決定通知書を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料等を納付する。
4. 当法人は、受講料等の納入を確認した後、教材を郵送する。
5. キャンセルは前日まで承ります。受講料金は契約内容に基づき返金等の対応を行う。その際、出版社へテキスト代は返金致しかねます。

⑪研修参加費用

受講対象者は次の者とする。研修参加費用は次のとおりとする。(金額は全て税込)

金額	研修参加費用
授業料	49,800 円(税別) テキスト代含む
納入方法:一括納入 納付期限:受講開始 前日まで	

修了者管理の方法

当該研修に関わる者は、その業務上知り得た対象者の個人情報等の秘密を漏らしてはならない。

書類保存について:福祉用具専門相談員指定講習会の登録、更新、変更に係る申請書、届出書及び添付書類並びに修了者管理名簿等の関係帳簿類は永年保存とし、その他関係書類の保存は5年間とする。

修了者の管理:研修受講者の研修受講進捗状況及び修了者の管理は、「福祉用具専門相談員指定講習会 研修修了者管理簿」により行う。

業務廃止の場合：登録研修機関を廃止する場合は、修了者管理名簿を東京都に引継ぐものとする。

⑫その他留意事項

研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

1. 研修の受講に際して、研修開始日の開校式までに本人確認を行う。本人確認の方法は次の公的証明書（住民票・健康保険証・運転免許証・パスポート等）の提出等により行うものとし、本人確認できない場合は、受講の拒否又は修了の認定をおこなわないものとする。
2. 本研修事業は、当法人「教育事業部」にて執行する。
責任者 林 聖子
3. 福祉用具専門相談員テキスト 中央法規出版 使用します。
4. 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。
苦情対応部署：教育事業部 03(5809)1286 担当 林
5. 事業実施により知り得た受講者等の個人情報を不当な目的に使用しない。
6. 受講者が実習等で知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。
7. 学校休日・・・日・祝・お盆・年未年始

施行細則

この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当法人がこれを定める。

附 則

この変更学則は、2021年 5月 15日から施行する。